

【三段表形式】

酒税法関係法令集

(平成29年10月1日現在)

目次

酒税法等の改正の概要	2
酒税法関係法令三段表	
酒税法	9
第一章 総 則（第一条―第六条の四）	10
第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等 （第七条―第二十一条）	28
第三章 課税標準及び税率（第二十二条―第二十七条）	48
第四章 免税及び税額控除等（第二十八条―第三十条）	60
第五章 申告及び納付等（第三十条の二―第三十条の七）	80
第六章 納税の担保（第三十一条―第三十六条）	87
第七章 削 除	
第八章 雑 則（第四十条―第五十三条）	89
第九章 罰 則（第五十四条―第五十九条）	107
附 則（抄）	112
○酒税法施行規則第三条の二に規定する国税庁長官が 指定する物品を定める件	142
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	143
第一章 総 則（第一条・第二条）	144
第二章 酒類業組合	145
第一節 総 則（第三条―第八条）	145

第二節 組員（第九条―第十三条）	148
第三節 設 立（第十四条―第二十二条）	151
第四節 管 理（第二十三条―第四十一条）	158
第五節 事 業（第四十二条―第五十二条）	171
第六節 解散及び清算 （第五十三条―第五十八条の二）	177
第七節 登 記（第五十九条―第七十八条）	186
第三章 連合会及び中央会 （第七十九条―第八十三条の二）	194
第四章 酒税保全措置 （第八十四条―第八十六条の九）	201
第五章 監 督（第八十七条―第九十一条）	219
第六章 雑 則（第九十二条―第九十五条）	222
第七章 罰 則（第九十六条―第一百一条）	228
附 則（抄）	232
○酒類の公正な取引に関する基準を定める件	239
○清酒の製法品質表示基準を定める件	240
○果実酒等の製法品質表示基準を定める件	243
○酒類における有機の表示基準	246
○酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件	250
○未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件	261
○酒類の表示の基準における重要基準を定める件	262

○虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に 関するマドリッド協定(抄).....	263
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(抄).....	264
○未成年者飲酒防止法.....	264
租税特別措置法(抄).....	269
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(抄).....	313
構造改革特別区域法.....	335

酒税法等の改正の概要

(平成29年10月1日以降)

酒税法等の改正の概要

平成29年10月1日以降の酒税法等の主な改正事項は、次のとおりです。

1 酒税法改正の概要

(1) 酒類の品目等の定義の改正

イ 平成30年4月1日から次のとおり改正されます。また、改正に伴い、品目が変更となる酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた場合には、改正前に製造又は販売できた酒類について、引き続き製造又は販売することができよう免許に関する経過措置が設けられています。

イ) ビールの麦芽比率の下限が100分の50まで引き下げられるとともに、使用する麦芽の重量の100分の5の範囲内で使用できる副原料として、果実（乾燥果実、果汁等を含みます。）及び香味料（コリアンダーなど一定の香味料）が追加されます。

ロ) 果実酒の範囲に「果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させたもの」が加えられます。

ハ) 平成35年10月1日から次のとおり改正されます（免許はイと同じ）。

イ 発泡酒の範囲に「ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類」及び「香味、色沢その他の性状がビールに類似するもので苦味価及び色度の値が一定以上のもの」で発

泡性を有するものが加えられます。

ハ 平成38年10月1日から次のとおり改正されます。

その他の発泡性酒類の範囲が「アルコール分が11度未満」（改正前は10度未満）に改正されます。

(2) 酒税の税率の改正

発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類の酒税の基本税率が改正されます。また、その他の発泡性酒類の特別税率が改正されるほか、発泡酒、清酒及び果実酒の品目ごとの特別税率については、経過措置として段階的に税率が変更され、経過措置期間後は基本税率が適用されることとなります（4頁「別表1」参照）。

また、今回の酒税の税率の改正では、手持品課税及び手持品戻税が予定されています（5頁「別表2」参照）。

なお、この手持品課税及び手持品戻税は、指定時に基準数量以上の引上対象酒類を所持していた酒類業者が対象となりますが、基準数量以上の引上対象酒類を所持していない酒類業者であっても、手持品課税及び手持品戻税の適用を受ける旨の届出をすることにより、手持品課税及び手持品戻税の対象者となることができます。

(3) 未納税移出・未納税引取制度の改正（未納税移出の承認の廃止）

イ 酒類製造者から製造受託して製造した酒類を容器詰めのため

2 その他法令の改正の概要

(1) 輸出酒類販売場制度の創設

訪日外国人旅行者等に、消費税法に規定する輸出品販売場の許可を受けた酒類の製造場等で酒類製造者が販売した酒類について、消費税に加えて酒税も免税とする輸出酒類販売場制度が創設されました。

(2) 酒類の品目の定義改正等に伴う表示について

今回の改正により酒類の品目が変更になる酒類の容器等への表示については、経過措置期間が設けられています。

また、ビール系酒類の税率が一本化されることから、その他の発泡性酒類については平成35年10月1日に、発泡酒については平成38年10月1日に、これらの税率の適用区分の表示が廃止されます。

(3) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（酒税関係）の改正

差額課税の対象となる酒類を継続的に船舶等に積み込む者について、税務署長の承認を受けることで月中の積み込みをまとめて申告することができるようになりました。

(4) 申告義務・承認を受ける義務の見直し

イ 酒類等の製造方法申告書の提出期限が、「酒類の製造の開始の日の10日前まで」から「製造の開始の日まで」に見直されました。

ロ リキュールの製造免許と清酒、合成清酒又はみりんの製造免許を受けている製造場で、清酒、合成清酒又はみりんを原料の一部としてリキュール（梅酒等）を製造する場合に所轄税務署長の承認を受けずに行えるよう改正されました。

ハ 酒類製造者が保税地域から自己の製造場等へ引き取る酒類について、当該製造場等において容器詰めをして、その製造場等から更に移出することが明らかな場合に未納税引取できることとなりました。

ロ イで容器詰めされた酒類について、容器詰めをした酒類製造者の製造場等から、製造委託をした酒類製造者の製造場等へ未納税移出する際に所轄税務署長の承認を受けずに行えるよう改正されました。

ハ 酒類製造者が保税地域から自己の製造場等へ引き取る酒類について、当該製造場等において容器詰めをして、その製造場等から更に移出することが明らかな場合に未納税引取できることとなりました。

(5) 取消申請の添付書類の改正

酒類等製造免許取消申請書及び酒類販売業免許取消申請書の添付書類について、印鑑証明書のほか運転免許証等の本人確認書類の写し等でもよいこととされました。

酒税法等の改正の概要

〔別紙2〕

手持品課税及び手持品戻税の実施について

指定時 (税率変更の時)	平成32年10月1日午前零時	平成35年10月1日午前零時	平成38年10月1日午前零時
申告期限	平成32年11月2日	平成35年10月31日	平成38年11月2日
申告先	所持する酒類の貯蔵場所の所在地を所轄する税務署		
納期限	平成33年3月31日	平成36年4月1日	平成39年3月31日
対象者	酒類業者（料理飲食店等の自己の営業場で酒類を提供する業を含みます。）		
引上対象酒類	その他発泡酒類（いわゆる「新ジャンル」） 果実酒	発泡酒類（いわゆる「新ジャンル」に該当していたもの） 果実酒	一部発泡酒 その他の発泡性酒類 低アルコール分の蒸留酒類等 ^(注1)
引下対象酒類	発泡性酒類（基本税率） ^(注2) 一部の発泡酒 ^(注3) 清酒 醸造酒類（基本税率） 混成酒類	発泡性酒類（基本税率） ^(注2) 一部の発泡酒 ^(注3) 清酒 醸造酒類（基本税率）	発泡性酒類（基本税率） ^(注2)
基本数量	引上対象酒類所持数量の合計が1,800リットル以上 ^(注4)		引上対象酒類所持数量の合計が2,000リットル以上 ^(注4)
適用届出提出期限	平成32年11月2日	平成35年10月31日	平成38年11月2日

(注1) 引上対象酒類の「低アルコール分の蒸留酒類等」とは、アルコール分11度未満の単式蒸留焼酎、連続式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ及びリキュールのことをいいます。

(注2) 引下対象酒類の「発泡性酒類（基本税率）」には、ビール及び麦芽比率が50%以上の発泡酒が含まれています。

(注3) 引下対象酒類の「一部の発泡酒」とは、麦芽比率が25%以上50%未満の発泡酒をいいます。

(注4) 酒類業者が2以上の場所で酒類を所持している場合、その合計の数量で基準数量を満たしているかを判断します。ただし、申告・納税等は、酒類を所持している貯蔵場所ごとに行う必要がありますので注意してください。

〔別紙1〕

税率の段階的な変更について

(1kℓ当たりの税率)

種類及び品目	現行	経過措置期間		改正後
		平成32年 10月1日から	平成35年 10月1日から	平成38年 10月1日から
発泡性酒類	220,000円	200,000円	181,000円	155,000円
発泡酒（アルコール分）	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(—)
（麦芽比率25%以上50%未満）	178,125円	167,125円	155,000円	—
（麦芽比率25%未満）	134,250円	134,250円	134,250円	—
（いわゆる「新ジャンル」）			134,250円	—
その他発泡性酒類（アルコール分）	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(11度未満)
（いわゆる「新ジャンル」）	80,000円	108,000円		
（ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類）	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	100,000円
清酒	120,000円	110,000円	—	—
果実酒	80,000円	90,000円	—	—
混成清酒（アルコール分20度）	220,000円	200,000円	200,000円	200,000円
[アルコール分1度当たりの加算額]	[11,000円]	[10,000円]	[10,000円]	[10,000円]

低アルコール分の蒸留酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法）

(1kℓ当たりの税率)

品目	現行		改正後 (平成38年10月1日以降)	
	アルコール分	税率	アルコール分	税率
単式蒸留焼酎、連続式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ	9度未満	80,000円	11度未満	100,000円
	9度以上 13度未満	1度当たりの加算額 10,000円	11度以上 13度未満	1度当たりの加算額 10,000円
リキュール	9度未満	80,000円	11度未満	100,000円
	9度以上 12度未満	1度当たりの加算額 10,000円	11度以上 12度未満	1度当たりの加算額 10,000円

酒税法関係法令三段表

(平成29年10月1日現在)

酒税法

法律	<p>酒税法</p> <p>(昭和二十八年二月二十八日法律第六号) 最終改正 平成二十九年法律第四号</p> <p>第一章 総則 第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業 第三章 課税標準及び税率 第四章 免税及び税額控除等 第五章 申告及び納付等 第六章 納税の担保 第七章 削除 第八章 雑則 第九章 罰則</p>
政令	<p>酒税法施行令</p> <p>(昭和三十七年三月三十一日政令第九十七号) 最終改正 平成二十九年政令第百十号</p> <p>第一章 総則 第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業 第三章 課税標準及び税率 第四章 免税及び税額控除等 第五章 申告及び納付等 第六章 納税の担保 第七章 削除 第八章 雑則</p>
省令	<p>酒税法施行規則</p> <p>(昭和三十七年三月三十一日大蔵省令第二十六号) 最終改正 平成二十九年財務省令第二十二号</p>
備考	

法律 第一条—第三条

政令 第一条

省令 第一条

備考

第一章 総則

(課税物件)

第一条 酒類には、この法律により、酒税を課する。

(酒類の定義及び種類)

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができないもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができるとする粉末状のものを含む。）をいう。
2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 アルコール分 温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。
二 エキス分 温度十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する酒類をいい、その種類及び品目は、同法の規定によるものとする。
2 この政令において「アルコール分」、「エキス分」、「酒母」、「もろみ」、「こうじ」又は「保稅地域」とは、法第三条に規定するアルコール分、エキス分、酒母、もろみ、こうじ又は保稅地域をいう。

(定義)

第一条 この省令において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する酒類をいい、その品目は、同法の規定によるものとする。
2 この省令において「アルコール分」、「エキス分」、「酒母」、「もろみ」、「こうじ」又は「保稅地域」とは、法第三条に規定するアルコール分、エキス分、酒母、もろみ、こうじ又は保稅地域をいう。

法律 第一条—第三条

政令 第一条

省令 第一条

備考

三 発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

イ ビール

ロ 発泡酒

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）

【改正】平成三十一年十月一日より、法第三条第三号ハは以下のとおり改められる。

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十一度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）

四 醸造酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 清酒

ロ 果実酒

ハ その他の醸造酒

五 蒸留酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 連続式蒸留焼酎

ロ 単式蒸留焼酎

ハ ウイスキー

ニ ブランドー

ホ 原料用アルコール

ヘ スピリッツ

六 混成酒類 次に掲げる酒類（その他の

法律 第三条

政令 第二条―第三条の二

省令 第一条の二―第三条

備考

発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 合成清酒

ロ みりん

ハ 甘味果実酒

ニ リキュール

ホ 粉末酒

ヘ 雑酒

七 清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十二度未満のものをいう。

イ 米、米こうじ及びび水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令【令二】で定める物品を原料として発酵させて、こしたものの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

（清酒の原料）

第二条 法第三条第七号ロに規定する清酒の原料として政令で定める物品は、アルコール（同条第九号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。以下同じ。）、焼酎（連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。以下同じ。）、ぶどう糖その他財務省令【規一の二】で定める糖類、有機酸、アミノ酸塩又は清酒とする。

（清酒の原料となる糖類）

第一条の二 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号。以下「令」という。）第二条に規定する財務省令で定める糖類は、ぶどう糖以外の糖類ででん粉質物を分解したものである。

八 合成清酒 アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。）、焼酎（連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十一号において同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令

（合成清酒の原料等）

第三条 法第三条第八号に規定する合成清酒の原料として政令で定める物品は、水のほか、次に掲げるものとする。

一 米、麦若しくはとうもろこし又はこれらの（こうじ）

二 ぶどう糖以外の糖類、でん粉質物分解物、たんばく質物若しくはその分解物、アミノ酸若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機酸、無機塩類、色素、香料、粘ちよう剤、酒類のかす又は酒類

（合成清酒の原料等）

第二条 令第三条第一項第三号に規定する財務省令で定める物品は、ビタミン類、核酸分解物又はその塩類とする。

2 令第三条第二項第二号に規定する財務省令で定める方法は、温度五度から三十五度までの範囲内で、当該酒類十立方センチメートルを水素イオン指数が八・二となるまで中和したものに中性で二百グラム毎リットルのホルムアルデヒド水溶液を五立方センチメートル加えたものを、力価が一で

【令三①】で定める物品を原料として製造した酒類（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。）で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が十六度未満でエキス分が五度以上であることその他政令【令三②】で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

（アルコール、焼酎及び清酒を除く。）

三 前二号に掲げる物品を除くほか、財務省令【規二①】で定める物品

2 法第三条第八号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一 アルコール分が十六度未満で、エキス分が五度以上であること。

二 財務省令【規二②】で定める方法により測定した場合における原容量十立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が〇・五立方センチメートル以上であること。

三 財務省令【規三③】で定める方法により測定した場合における原容量十立方センチメートル中に含有する酸を中和する〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が一立方センチメートル以上であること。

〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数が八・二となるまで滴定する方法とする。

3 令第三条第二項第三号に規定する財務省令で定める方法は、温度五度から三十五度までの範囲内で、当該酒類十立方センチメートルを百立方センチメートルの沸騰している水に加え一分間沸騰させた後温度五度から三十五度までの範囲内に冷却したものを、力価が一で〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数が七・二となるまで滴定する方法とする。

九 連続式蒸留焼酎 アルコール含有物を連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令【令

（連続式蒸留焼酎の原料等）

第三条の二 法第三条第九号に規定する砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 砂糖（分蜜（操作を加えて糖蜜を分離することをいう。次条第二項において同じ。）をした砂糖に限る。次項及び第四条の二第四項において同じ。）、酒石酸又はくえん酸（アルコール含有物を蒸留した酒類にこれらの物品を加えた場合に当

（連続式蒸留焼酎の合成着色料）

第三条 令第三条の二第一項第二号に規定する財務省令で定める合成着色料は、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用黄色四号及び食用黄色五号とする。

法律 第三条

政令 第二条―第三条の二

省令 第一条の二―第三条

備考

三の二②で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

イ 発芽させた穀類又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を原料の全部又は一部としたもの

ロ しらかばの炭その他政令【令四①】で定めるものでこしたもの

ハ 含糖質物（政令【令四②】で定める砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

該酒類に着色又は着香をさせることとなるものを除く。）

二 財務省令【規三】で定める合成着色料

2 法第三条第九号の規定によりアルコール含有物を連続式蒸留機（同号に規定する連続式蒸留機をいう。）により蒸留した酒類に砂糖その他の政令で定める物品を加えたものは、当該酒類に前項第一号に掲げる物品又は当該物品と同項第二号に掲げる物品を加えたもの（木製の容器に一年以上貯蔵した酒類を含むもの及びアルコール分が二十六度以上のものを除く。）でなければならぬ。

（しらかばの炭以外のろ過剤等）

第四条 法第三条第九号ロに規定する政令で定めるものは、しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものとする。

2 法第三条第九号ハに規定する政令で定める砂糖は、分蜜をしない砂糖（真空結晶缶による結晶工程を経たものを除く。）のうち、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖（粉状又は粒状のものを除く。）で、その糖度（温度二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。）が九十度以下のものとする。

（単式蒸留焼酎の原料等）

十 単式蒸留焼酎 次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ 穀類又は芋類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下この号及び第四十三条第七項において「単式蒸留機」という。）により蒸留したもの

ロ 穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ハ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留したもの

ニ 砂糖（政令【令四の二①】で定めるものに限る。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ 穀類又は芋類、これらのこうじ、水及び政令【令四の二②】で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又は芋類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

第四条の二 法第三条第十号ニに規定する政令で定める砂糖は、前条第二項に規定する砂糖とする。

2 法第三条第十号ホに規定する単式蒸留焼酎の原料として政令で定める物品は、ごまその他の財務省令【規三の二】で定める物品とする。

3 法第三条第十号へに規定する政令で定める物品は、第三条の二第一項各号に掲げる物品とする。

4 第三条の二第二項の規定は、法第三条第十号への規定によりアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留した酒類に砂糖その他の政令で定める物品を加えたものについて準用する。

（単式蒸留焼酎の原料）

第三条の二 第四条の二第二項に規定する財務省令で定める物品は、ごま、なつめやしの実その他の国税庁長官が指定する物品とする。

規第三条の二「国税庁長官が指定する物品」
（142頁）

法律 第三条

ヘ イからホまでに掲げる酒類以外の酒類でアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（これに政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令〔令四の二③〕で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含む。）

十一 みりん 次に掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上であることその他の政令〔令五①〕で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

イ 米及び米こうじに焼酎又はアルコールを加えて、こしたものを

ロ 米、米こうじ及び焼酎又はアルコールにみりんその他の政令〔令五②〕で定める物品を加えて、こしたものを

ハ みりんに焼酎又はアルコールを加えたもの

ニ みりんにみりんかすを加えて、こしたものを

政令 第五条・第六条

（みりんの原料等）

第五条 法第三条第十一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一 エキス分が四十度以上であること。

二 原料中ぶどう糖及び水あめ（次号において「原料ぶどう糖等」という。）の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の二・五倍以下であること。

三 温度十五度の時における原容量百立方センチメートル当たりの原料として使用された原料ぶどう糖等の固形分の重量が温度十五度の時における原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分の重量の百分の八十以下であること。

2 法第三条第十一号口に規定するみりんの原料として政令で定める物品は、水のほか、次に掲げるものとする。

一 とうもろこし、ぶどう糖、水あめ、たんぱく質物分解物、有機酸、アミノ酸塩、清酒かす又はみりんかす

二 米又は米こうじに清酒、焼酎、みりん若しくはアルコールを加え、又はこれに更に水を加えて、すりつぶしたものを

省令 第四条

備考

法律 第三条

十二 ビール 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令〔令六〕で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。）

政令 第五条・第六条

（ビールの原料）

第六条 法第三条第十二号口に規定するビールの原料として政令で定める物品は、麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしよ、でんぷん、糖類又は財務省令〔規四〕で定める苦味料若しくは着色料とする。

〔改正〕平成三十年四月一日より、令第六条は以下のとおり改められる。

（ビールの原料）

第六条 法第三条第十二号口に規定するビールの原料として政令で定める物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしよ、でん粉、糖類又は財務省令で定める苦味料若しくは着色料

二 果実（果実を乾燥させ、若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）又はコリアンターその他の財務省令で定める香味料

2 法第三条第十二号口に規定するビールの原料中政令で定める物品及び同号ハに規定する政令で定める物品は、前項第二号に掲げる物品とする。

省令 第四条

備考

（ビールの着色料）

第四条 令第六条に規定する財務省令で定める着色料は、カラメルとする。

〔改正〕平成三十年四月一日より、規則第四条は以下のとおり改められる。

（ビールの原料）

第四条 令第六条第一項第一号に規定する財務省令で定める着色料は、カラメルとする。

2 令第六条第一項第二号に規定する財務省令で定める香味料は、コリアンター又はその種のほか、ビールに香り又は味を付けるため使用する次の各号に掲げる物品とする。

一 こしょう、シナモン、クローブ、さんしょうその他の香辛料又はその原料

二 カモミール、セージ、バジル、レモングラスその他のハーブ

三 かんしよ、かぼちやその他の野菜（野菜を乾燥させ、又は煮つめたものを含む。）

四 そば又はこま

五 蜂蜜その他の含糖質物、食塩又はみそ

六 花又は茶、コーヒー、ココア若しくはこれらの調製品

七 かき、こんぶ、わかめ又はかつお節

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令〔令七①〕で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令〔令七②〕で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令〔令七③〕で定めるスピリッツ（以下この号及び次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。同号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

（果実酒の原料等）

第七条 法第十三条第十三号に規定する政令で定める酒類は、次に掲げるものとする。

一 果実（果実を乾燥させ、若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実を除く。以下この条において同じ。）又は果実及び水に糖類を加えて発酵させた酒類のうち、当該加えた糖類の重量（糖類を転化糖として換算した場合の重量をいう。以下この号及び次号において同じ。）が果実に含有される糖類の重量を超えるもの

二 法第十三条第十三号イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させた酒類のうち、当該加えた糖類の重量（同号ロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたものにあつては、当該酒類の原料として加えた糖類の重量を加えた重量）が同号イ又はロに掲げる酒類の原料となつた果実に含有される糖類の重量を超えるもの

三 法第十三条第十三号イからハまでに掲げる酒類にブランデー等（同号ニに規定するブランデー等をいう。）又は糖類、香味料若しくは水を加えた酒類（以下この号において「ブランデー等混和酒類」という。）のうち、当該加えた糖類の重量が当該ブランデー等混和酒類の重量の百分の十を超えるもの

2 法第十三条第十三号ロに規定する政令で定

十四 甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ハ 前号イからハまでに掲げる酒類又はイ若しくはロに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えないものに限る。ニにおいて同じ。）

ニ 果実酒又はイからハまでに掲げる酒

【改正】平成三十年四月一日より、法第三条第十三号ニの次にホが以下のとおり加わる。

ホ イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの

める糖類は、砂糖、ぶどう糖又は果糖とする。

3 法第十三条第十三号ニに規定する政令で定めるスピリッツは、果実又は果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツとする。

【改正】平成三十年四月一日より、令第七条第三項の次に次の一項が加わる。

4 法第十三条第十三号ホに規定する政令で定める植物は、オーク（チップ状又は小片状のものに限る。）とする。

法律 第三条

類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香料料、色素若しくは水を加えたもの

十五 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第九号口からニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香料料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香料料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十六 ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号口からニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 果実若しくは果実及び水を原料とし

政令 第七条の二

省令 第四条の二

備考

法律 第三条

て発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香料料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香料料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十七 原料用アルコール 第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十八 発泡酒 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第七号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

【改正】平成三十五年十月一日より、法第三条第十八号は以下のとおり改められる。

十八 発泡酒 次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十

政令 第七条の二

省令 第四条の二

備考

【改正】平成三十五年十月一日より、酒税法施行令第七条の二が以下のとおり加わる。

（ビールに類似する酒類）

第七条の二 法第三条第十八号ハに規定するビールに類似するものとして政令で定める

【改正】平成三十五年十月一日より、酒税法施行規則第四条の二が以下のとおり加わる。

（ビールに類似する酒類の性状の測定方法等）

第四条の二 令第七条の二第一号に規定する財務省令で定める方法は、当該酒類（濁り

度未満のものに限る。)をいう。

イ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類(麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。)

ロ イに掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして政令で定めるもの。

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類(第七号から前号までに掲げる酒類その他政令【令八】で定めるものを除く。)でアルコール分が二十度未満のもの(エキス分が二度以上のものに限る。)をいう。

二十 スピリッツ 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のものをいう。

ものは、次の各号のいずれにも該当する酒類とする。

一 財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合を基礎として財務省令で定めるところにより算出した苦味価の値が五以上であること。

二 財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合を基礎として財務省令で定めるところにより算出した色度の値が四以上であること。

(その他の醸造酒の範囲)

第八条 法第三条第十九号に規定する政令で定める酒類は、次に掲げるものとする。

一 アルコール以外の酒類を原料の一部としたもの

二 アルコールを原料の一部としたもので、アルコール分が十五度以上のもの又はその原料中アルコールの重量が水以外の原料の重量の百分の三十以上のもの

のある酒類にあつては、それを取り除いたものとする。第三項において同じ。)百立方センチメートルに十五立方ミリメートルのオクタールアルコールを加え、温度約二十度において二十分間かくはんした後、その十立方センチメートルを遠沈管に採り、これに六モル毎リットルの塩酸〇・五立方センチメートル及びイソオクタン二十立方センチメートルを順次加え、当該遠沈管に其栓をして二百四十回毎分から二百六十回毎分の範囲の速度で十五分間振とうし、それを三千回毎分で五分間遠心分離して得られたイソオクタン層について、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項(日本工業規格)に規定する日本工業規格に定める吸光光度分析通則(第三項及び次条において「吸光光度分析通則」という。)に従い、光路長十ミリメートルの吸収セルを用いて波長二百七十五ナノメートルにおけるイソアルファー酸及び還元型イソアルファー酸に由来する吸光度を純粋なイソオクタンを対照として測定する方法とする。

2: 令第七条の二第一号に規定する苦味価の算出は、前項に規定する方法により測定した吸光度に五十を乗じて行う。

3: 令第七条の二第二号に規定する財務省令で定める方法は、炭酸ガスを抜く処理を施した当該酒類について、吸光光度分析通則に従い、光路長十ミリメートルの吸収セルを用いて波長四百三十ナノメートルにおける吸光度を測定する方法とする。

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品(酒類を含む。)を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの(第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

二十二 粉末酒 前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

二十三 雑酒 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類をいう。

(みりんに類似する酒類)

第八条の二 法第三条第二十一号に規定するその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものは、米及び米こうじを原料の一部として発酵させた酒類と木灰(木灰を原料の一部として製造した物品の原料となつた木灰を含む。第一号において同じ。)を原料の一部とした酒類(アルコール分が十五度未満でエキス分が十六度以上のものに限る。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該酒類の原料となつた木灰の重量が当該酒類一キロリットルにつき一キログラム以上であること。

二 水素イオン指数が五・五以上であること。

三 財務省令【規五】で定める方法により

(みりんに類似する酒類の性状の測定方法)

第五条 令第八条の二第三号に規定する財務省令で定める方法は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項に規定する日本工業規格に定める吸光光度分析通則に従い、光路長十ミリメートルの吸収セルを用いて波長四百三十ナノメートルにおける当該酒類の吸光度を測定する方法とする。

【改正】平成三十年四月一日より、規則第四条は以下のとおり改められる。

第五条 令第八条の二第三号に規定する財務省令で定める方法は、吸光光度分析通則に従い、光路長十ミリメートルの吸収セルを用いて波長四百三十ナノメートルにおける